

運営規程

（目的）

第1条 この規定は、株式会社CONTIAが設置運営する地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスに該当する認知症対応型共同生活介護事業、短期利用型認知症対応型共同生活介護事業、介護予防認知症対応型共同生活介護事業、短期利用型介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 本事業は認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の認知症対応型共同生活介護、短期利用型認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、短期利用型介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 事業の実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 7 運営推進会議を設置し、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者などに対し提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスに努めることによりサービスの質の確保向上を図る。

（事業所の名称）

第4条 本事業所の名称はグループホームひのきとする。

本館ユニットと別館ユニットの2ユニットで構成とする。

（職員の員数及び職務内容）

第5条 本事業に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 2名（2名とも計画作成担当者と介護業務と兼務）

内訳は本館ユニット1名、本館ユニット1名とする。

管理者は、業務の管理及び利用の申込みに係る調整、職員の員数及び職員等の管理を一元

的に行う。

- ② 計画作成担当者 2名（上記①管理者業務と介護業務を兼務）

内訳は本館ユニット1名、本館ユニット1名とする。

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

- ③ 介護職員（6名以上とする）

介護従事者は、ユニット毎に常勤職員と非常勤職員により構成し、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（利用定員）

第6条 利用定員は18名とする。

内訳は本館ユニット9名、別館ユニット9名とする。

（介護の内容）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護、指定短期利用型認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定短期利用型介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴・排泄・食事・着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談・援助
- ⑤ 地域参加への支援
- ⑥ 医療機関との連携による日常的な健康管理

（介護計画の作成）

第8条 指定認知症対応型共同生活介護、指定短期利用型認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定短期利用型介護予防認知症対応型共同生活介護の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知対応型生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

（利用料）

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護、指定短期利用型認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定短期利用型介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料金は、介護報酬の告示上の額とし、利用者負担額は介護保険負担割合証の割合とする。また、介護保険法改定都度、条件を満たす加算サービスについては重要事項で説明の上、支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | | | |
|---|---|----------|--------------------|
| ① | 家賃（入居費） | ひのき本館 | 36,300円／月 |
| | | ひのき別館 | 37,000円／月 |
| ② | 食材料費 | ひのき本館・別館 | 40,170円／月（1339円／日） |
| ③ | 水道光熱費 | ひのき本館 | 26,100円／月（870円／日） |
| | | ひのき別館 | 29,100円／月（970円／日） |
| ④ | その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費負担とする。 | | |
| ⑤ | 60日以上の実質滞在を超える入居後には、その退去時に居室クリーニング代金（外部委託によるクリーニングを実施）10,000円（税抜）を請求する。 | | |

2 月の中途における入居または退去について家賃（入居費）、食材費、水道光熱費を日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または郵便局口座振込または銀行口座振込によって指定日までに受け取るものとする。

（入退居に当たっての留意事項）

第10条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護、指定短期利用型認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定短期利用型介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2または要介護の認定を受けた者であって認知症を医師から診断され、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活介護を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療を必要とする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は退去してもらう場合がある。
- 3 入居後利用者の入院に際し、3か月以内に退院が見込まれる場合については、退院後の利用者及び家族の再入居の意向を踏まえた上で在籍期間とする。その間の支払い内容については、家賃（入居費）のみとする。
- 4 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行えるように努める。
- 5 終末ケアについては、入居に際する契約時・契約更改時または必要に応じ、利用者や家族の意思を確認し、これを尊重するが、状況によっては当事業所、協力医療機関の判断のもと適切な対応を行う。またそのことについても契約時・契約更改時に説明を行うものとする。

（秘密保持）

第11条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従事者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償請求を行う。

2 前項の賠償請求のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護、指定短期利用型認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定短期利用型介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、医療連携機関または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じる。

2 緊急時には従業者緊急連絡網を活用し迅速な対応を行う。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的な具体的な対処方法、避難経路及び地域、協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、緊急時の連絡体制を整え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練を行う。

3 消防法に基づき当事業所の消防設備については定期的に点検を実施し、年1回は当該消防署に報告書を提出する。

(身体拘束等の禁止)

第17条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従業者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

(その他運営についての重要事項)

第18条 入居者が可能な限り認知症対応型共同生活介護で生活を継続できるように、協力医療機関からの定期的な訪問を確保し、入居者の日常的な健康管理を行う。また夜間における緊急時の対応等、協力医療機関と24時間連絡がとれるようにし、協力体制を整え、対応するものとする。

- 2 従業者等の質の向上を図る為、次のとおり研修・会議の機会を設ける。
 - ① スタッフ会議 毎月1回開催
 - ② リスク会議 毎月1回開催
 - ③ 当事業所の運営にかかわる研修・講習 随時
- 3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金出納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、家族の要望があれば記録を公開する。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関わる重要事項は、管理者が定めるものとする。

付則 この規程は平成25年12月01日から施行する。
この規程は平成29年4月01日から施行する。
この規程は令和元年10月01日から施行する。
この規定は令和4年11月15日から施行する。